

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

京都府与謝野町  
平成20年6月策定

## 1 はじめに

平成19年7月に総務省から発出された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(通知)によれば、地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかとの国民等の厳しい批判又は指摘があることから、住民の理解が得られるものとなるよう、総合的な点検を実施しつつ適切に対処するため、ここにその取組方針を公表します。

## 2 現状

### (1) 当町と国のデータ比較〔職員数・平均給与・平均年齢〕

(平成20年4月1日現在)

区 分	与謝野町の技能労務職員			国の技能労務職員		
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均 給与月額 (百円)	対応する 職 種	平均年齢 (歳)	平均 給与月額 (百円)
技能労務職	50.6	42	2,917	用 務 員	52.6	3,155

国のデータは、平成19年の人事院勧告による「職務別民間給与実態調査」に掲載されたものです。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	27 歳	37 歳	41 歳	45 歳	49 歳	53 歳	56 歳	60 歳	計
	~ 36 歳	~ 40 歳	~ 44 歳	~ 48 歳	~ 52 歳	~ 55 歳	~ 59 歳	~ 63 歳	
全 体	6	3	2	4	6	3	13	5	42

(3) その他給与に関する事項等

ア 給料表

国の行政職給料表(二)に相当する「与謝野町行政職給料表(二)」を適用(1 級 ~ 3 級)

イ 諸手当

次表の特殊勤務手当を除く他の諸手当は、一般行政職と同じです。

〔特殊勤務手当〕

手当の種類	支 給 額	見直し状況
1 死 体 処 置	1 体につき 1,000 円	
2 精 神 病 者 護 送	1 日につき 500 円	H20.4.1 ~ 廃止
3 感 染 症 防 疫 作 業	1 日につき 500 円	H20.4.1 ~ 廃止
4 し 尿 処 理 作 業	月額 12,000 円	
5 し尿収集(運転手)	月額 18,000 円	
6 し尿収集(助手)	月額 17,000 円	
7 し尿収集(手数料)	月額 2,000 円	H20.4.1 ~ 廃止
8 動 物 死 骸 処 理	1 回につき 500 円	H20.4.1 ~ 廃止
9 火 葬 作 業	月額 20,000 円	

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に過去 1 年間における勤務成績に応じて、4 号給(5 7 歳を超える場合は 2 号給)を基準として昇給しています。

### 3 基本的な考え方

技能労務職員の退職等による欠員の補充(採用)については、原則不補充と

し、この欠員については事業や職員配置の見直し、事業の採算性などを十分検討しながら対応します。

## 4 具体的な取組内容

### ア 給料表

技能労務職員の給料表については、平成18年3月の合併時において、それまで旧3町で統一していなかったものを国家公務員の行政職給料表(二)に統一しています。今後、京都府及び近隣市町並びに民間給与の動向を注視しながら、給料のあり方を検討します。

### イ 特殊勤務手当

技能労務職員の特殊勤務手当については、合併時において一定整理を行い、平成20年4月から廃止を含む見直しも行いました。今後は、社会情勢の変化等を勘案の上、必要に応じて検討を行うこととします。